

【1996年8月5日】入院時食事療養に係る標準負担額を定めることについて（諮問書）  
老人保健福祉審議会（第47回）

平成8年8月5日

老人保健福祉審議会  
会長 鳥居 泰彦 殿

厚生大臣 菅 直人

諮問書

老人保健法（昭和57年法律第80号）第31条の2第2項に規定する入院時食事療養に係る標準負担額を下記のとおり定めることについて、同法第7真の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

一、内容

一般の者	1日につき、760円
市町村民税非課税世帯等に屈する者	入院3か月まで1日につき、650円 入院4か月以降1日につき、500円
市町村民税非課税世帯等に屈する老齢福祉年金受給権者	1日につき、300円

二、施行期日

平成8年10月1日